

	開 会 の 宣 言
事務局	只今から令和6年12月の定例総会を開催いたします。出席委員は、12名中9名で定足数に達しておりますことをご報告いたします。
議 長	10時00分開会を宣言する。本日の議事録署名委員は、9番 濱田剛 委員と、10番 柏木伸夫 委員にお願いします。会議書記は事務局職員の仲野さんをお願いします。次の会議について日程説明。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議 長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より朗読と説明をお願いします。
事務局	今月の農地法第3条の許可申請は、7件でございます。「議案第1号、通り番1から7を、議案書をもとに朗読」
議 長	議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
4番委員	■通り番1 通り番1を説明します。 申請地は畑で、譲受人の■■■■さんの自宅の裏です。 譲渡人の■■■■さんが耕作管理できないため、売買するとのことです。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議をお願いします。

議 長	議案第 1 号の通り番 1 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 2 につきて、地元委員の説明及び意見をお願いします。
10 番委員	■通り番 2 通り番 2 を説明します。 申請地は大村小学校の西側です。譲渡人の■■■■さんが譲渡人の■■■■さん所有の空き家を購入することになり、家とともに田畑も買い受け耕作管理するとのことです。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 2 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 3 につきて、事務局より説明及び意見をお願いします。
事務局	■通り番 3 通り番 3 について、議長管轄案件につき事務局より説明します。 申請地は、農徳工業団地の入り口より西側の農地です。 現在、譲受人の■■■■さんが利用権を設定し耕作しておりますが、所有者の■■■■さんも今後の耕作管理ができないとのことで、そのまま売買となりました。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 3 について、事務局からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 4 につきて、地元委員の説明及び意見をお願いします。

9番委員	■通り番 4 通り番 4 について説明します。 申請地は大分製紙の海側に 1 0 0 m 程進んで入った所にあります。申請人の■■■■さんと■■■■さんは親子関係で生前贈与のため譲渡すということです。 申請地は■■さんの自宅近くにあり管理についても問題ないと思われます。 また、関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	議案第 1 号の通り番 4 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 5 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
1 1 番委員	■通り番 5、6 通り番 5 と 6 を続けて説明します。 まず、通り番 5 ですが、申請地は千束郵便局の裏側、国道 1 0 号線から見て、一段低い未整備田の一団の中にあります。 申請人の■■■■さんと■■■■さんの農地を■■■■さんが買い受けて耕作管理するとのことです。■■さんの住まいは中津市ですが、農業機械や移動手段も揃っており、管理については問題ないと思われます。 続いて通り番 6 を説明します。 申請人の■■■■さん所有の農地ですが、今年まで耕作管理していた方が高齢により離農するとのことで、付近を耕作している■■■さんに贈与するものであります。 ■■さんは認定農業者であり、耕作管理も問題ないと思います。 2 件ともに関係書類も揃っており、特に問題もありませんので、ご審議よろしく申し上げます。
議 長	議案第 1 号の通り番 5 と 6 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。

議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 7 につきて、地元委員の説明及び意見ををお願いします。
8 番委員	■ 通り番 7 通り番 7 について説明します。 申請地は、薬師寺の集会所の斜め前の集落の中にあります。 譲渡人の ■ ■ ■ ■ は千葉県に住んでおり、帰郷の予定もなく、耕作管理も出来ないとの事で、申請地の隣に住む ■ ■ ■ ■ さんが買い受けて耕作管理するとのことです。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 1 号の通り番 7 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第 1 号の農地法第 3 条の規定による許可申請については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとしますので、議案第 1 号は、全て原案通り可決いたします。
議 長	議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 続いて、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局	今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、4件でございます。 「議案第2号、通り番1から4を、議案書をもとに朗読」
議長	議案第1号について事務局の朗読と説明が終わりました。地元委員の説明及び意見をお願いします。
4番委員	■通り番1 通り番1について説明します。 申請地は、松江の高杉住宅の南側の角にあります。 高圧線の鉄塔建て替え工事に伴う工事用地として、工事を行う■■■■株式会社が一時転用するものです。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	議案第2号の通り番1について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議長	無いようでございますので、続きまして通り番2につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
10番委員	■通り番2、3 通り番2と3を続けて説明します。 通り番2と3の申請地は、四郎丸の椎田パイパス入口の通りから見える高圧線の鉄塔です。 どちらも先程の通り番1と同じ鉄塔の建て替え工に伴う工事用地としての一時転用です。 転用事業者については、通り番2については、先程と同じく■■■■株式会社、通り番3については、■■■■■■■■株式会社■■■■支社です。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。
議長	議案第2号の通り番2と3について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。

議 長	無いようでございますので、続きまして通り番 4 につきまして、地元委員の説明及び意見をお願いします。
1 1 番委員	■ 通り番 4 通り番 4 について、説明します。 申請地は、新町団地の横に沿った形であります。 その農地を林業を営んでいる株式会社 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ が買い受けて、重機や従業員、来客用の駐車場に転用するものです。 関係書類も揃っており、特に問題ありませんので、ご審議よろしくをお願いします。
議 長	議案第 2 号の通り番 4 について、地元委員からの説明が終わりました。地元委員は賛成意見ということで聞いておりますが、意見、質問はありませんか。
議 長	無いようでございますので、議案第 2 号の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見については、全て原案通り可決してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	全員異議なしとのことですので、議案第 2 号は、全て原案通り可決いたします。
	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）
議 長	議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）ですが、福岡県農業振興推進機構を通した所有権移転関係になります。地元の関係委員は内容をよく確認していただきたいと思います。 いかがでしょうか。

議 長	何かございませんか。無いようでございますので議案第 3 号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）、原案通り承認してよろしいですか。
全 員	異議なし
議 長	異議なしとのことですので、議案第 3 号については、原案通り承認することといたします。
	閉 会 の 宣 言 10 時 20 分閉会を宣言する。